権」とあるのは「受益証券」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、会社法に、「金額」を「額」に改め、「総元本持分」と」の下に「「社債を」とあるのは「特定目的信託の受益権を」と、「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と」を加え、「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改め、「特定信託管理者」と」の下に「、同条第三項中「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と」を加える。

第二百四十五条第二項中「及び第四項（書面による議決権の行使）を「から第五項まで（書面による議決権の行使）及び第三百十二条第四項から第六項まで（電磁的方法による議決権の行使）に改め、「権利者集会の招集」と」の下に「「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「知れている受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と」を、「第二百四十二条第三項」と」の下に「「受益者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第百十五条第二項及び第百十六条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第百九条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、会社法第三百十一条第三項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十五条第二項」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十五条第二項」と、同法第三百十二条第四項中「株主総会」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十五条第二項」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十六条第一項」と、同条第五項及び第六項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と」を加える。

第二百四十九条第一項中「第七百三十五条まで」を「第七百三十五条の二まで」に改め、「公告」の下に「、社債権者集会の決議の省略」を加え、「第百十九条中」を「第百十四条第一項及び第三項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同条第四項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第百九条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、同法第百十七条第一項中「受益者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益権」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第百十八条第二項中「受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「その出席」とあるのは「代表者又は代理人の出席」と、同法第百十九条中」に、「会社法第三百十四条中」を「同法第百二十条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、会社法第三百十四条中」に、「同法第七百三十一条第二項」を「株主から」とあるのは「受益証券の権利者から」と、「株主の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第七百三十一条第二項」に改め、「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、「同法第七百三十五条」を「同条第四号中「社債権者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同法第七百三十四条第二項中「当該種類の社債」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、「社債権者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、同法第七百三十五条」に、「同法第七百三十八条」を「同法第七百三十五条の二第一項中「社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「議決権者」とあるのは「受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と、同条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八条」に改める。

第二百五十条第三項中「第六十三条から第三項までの規定及び」及び「、第六十三条第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と読み替えるものとするほか」を削る。

第三百十六条第一項中「、事務を承継する特定社債管理者」の下に「、特定社債管理補助者、事務を承継する特定社債管理補助者」を加え、同項第八号中「第六十五条第二項に」を「第六十五条第二項若しくは第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）に」に改め、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

第三百十六条第一項第二十二号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法」に改め、「特定社債管理者」の下に「若しくは特定社債管理補助者」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条において「旧資産流動化法」という。）第五十七条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧資産流動化法第六十一条において準用する旧会社法第三百十一条第四項、旧資産流動化法第六十五条第一項において読み替えて準用する旧会社法第三百十条第七項、旧資産流動化法第六十五条第二項において読み替えて準用する旧会社法第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項又は旧資産流動化法第二百四十五条第二項（資産の流動化に関する法律第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する旧会社法第三百十一条第四項の請求については、なお従前の例による。

3　前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

4　この法律の施行前に特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（同法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新資産流動化法第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

5　この法律の施行前に旧資産流動化法第百二十二条第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集特定社債（同項に規定する募集特定社債をいう。）の発行の手続については、新資産流動化法第百二十二条第一項第十号の二及び第十一号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この法律の施行の際現に存する特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この項において同じ。）であって、特定社債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により特定社債管理者を定めないで発行された特定社債を含む。）には、新資産流動化法第百二十二条第一項第十号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7　この法律の施行の際現に存する特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

8　この法律の施行前に特定社債発行会社（資産の流動化に関する法律第百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。）、特定社債管理者又は特定社債権者が特定社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新資産流動化法第百二十九条第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

9　前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。